

江戸時代の湯治宿と書物

——箱根堂ヶ嶋温泉と林信海——

黒須 あずみ

はじめに

江戸時代には、公用・商用での旅に加え伊勢参宮などの寺社参詣や湯治の旅など様々な旅が活発に行われた。確かに、旅に出てるにはそれ相応の資金やそれをゆるす時間が必要となり、当時に生きた一人ひとりにとって旅に出る機会は限られたものであつたろうし、全ての人が遠隔地への参詣旅行などを経験できたとは考へない。しかし、各地の自治体史や村方の文書目録等のページをめくると、伊勢参宮等の寺社参詣の道中記録（旅人が自ら執筆した旅の記録）を見つけることは容易だらう。また巡礼供養塔などの石仏も各地に残され、寺社参詣等の旅が少なからず行っていたことを感じることができる。このような

道中記や巡礼供養塔の存在は、江戸時代には庶民層においても寺社参詣等の旅が比較的多く行われていたことを示していると言えるだろう。

こうした庶民層の旅の体験がどのような意味をもつていたかについては、先行研究においても指摘されている。青柳周一氏は、帰ってきた参詣者や訪問する宗教者が参詣者の住む地域にもたらす影響として、宗教的な影響や諸物品の流通に加えて諸知識、情報の伝播を指摘している^①。また村落史研究においても、様々な知識や農業技術を身につける機会となり、農民の生活文化の向上にとって旅の持つ意義は大きかつたとされる^②。教育史の観点から東駿河地方の順礼供養塔を分析した高橋敏氏は、順礼の旅が民衆にとって自己教育の機会となり、村内へ新しい情報をもたらすことにもなつたと、順礼の旅の教育・文化

史的意義を積極的に評価した⁽³⁾。このような旅先で得た知識や技術として、各地の商品や書籍・農作物に関する知識や栽培・耕作法等が指摘されている⁽⁴⁾。しかし、こうした点はしばしば、旅人が知識や技術を村や地域にもたらしたという伝播の側面を中心的に語られ、旅人個人の意識や思想のレベルにおいて、そうした知識や文化との出会いがどのような意味を持つたのかという点に光が当たることは少なかつた⁽⁵⁾。

こうした中で、旅先における人と人との交遊関係に注目した八木清治氏の旅の思想史という問題提起が注目される⁽⁶⁾。八木氏は、従来の思想史研究では、学問的・思想的文献や日常的な生活経験に比べ非日常的な旅の経験が軽視されてきた状況を問題視し、広義の移動も含め旅の経験を思想形成の一つの基盤として認めるという前提に立ち、知識人層を中心検討を行った。八木氏が強調するように、旅の体験を思想や意識との関係で捉えることは重要であると考える。庶民によって支えられてきたという点が、近世の旅の特質だとするならば⁽⁷⁾、庶民の旅についてもそれらを意識や思想との関係で捉える方法を鍛えていく必要があるのではないだろうか。こうした問題関心を真底におきつつ、本稿では江戸時代の湯治宿での読書や書物等の書写に注目したい。

湯治場における読書については、長友千代治氏が城之崎温泉の貸本屋の事例を紹介している⁽⁸⁾。長友氏によれば、長期間湯治宿に滞在することの多い湯治客にとって、読書は閑暇の慰めであったという。また、小林文雄氏は武藏国幡羅郡中奈良村野中家の蔵書中に、伊香保温泉滞在中に書写した書物が見られたと指摘している⁽⁹⁾。また、幕末期農村の情報入手経路を検討した太田富康氏は、湯治場では湯治客同士の交流が生まれやすく、写本等の交換が行われる場であったと共に、湯治宿に情報が蓄積され、主人を媒介に他の湯治客へそれらが提供されることがあつたのではないかと推測している⁽¹⁰⁾。このように、湯治場・湯治宿における読書に関する事例が少しずつ蓄積されつつある。

さて一方で、近年、手書きの文書に加え書物をも史料とした近世史研究が展開し、蔵書の形成過程や読書行為から人々の主体形成過程に迫ろうとする方法が提起されている⁽¹¹⁾。こうした研究で注目されているのは、日常的な読書や書物との関わりであつて、湯治場での読書のような旅先での書物受容にまでは目を向けていないように思われる。旅先での書物受容が、意識や思想との関係でどのような役割を果たしたのか、気になる点ではないだろうか。こうした疑問に答えるためには、まず事例の

掘り起こし作業を重ねていく必要があろう。そこで本稿では、湯治宿から宿泊客への書物等の貸し出しについて、その実態と宿泊客側での受容のあり方を検討し、湯治宿における書物等の貸し出しの意義について考察してみたい。

今回具体的に取りあげるのは、前掲の太田氏も分析の俎上に

載せた林信海という人物である。特に彼が行つた、嘉永七年（一八五四）、安政三年（一八五六）、同四年の三度にわたる相模国箱根温泉（特に堂ヶ嶋温泉）での湯治を取り上げる。

林半三郎信海は文化元年（一八〇四）に武藏国入間郡赤尾村（川越藩領 現 埼玉県坂戸市）に生まれた。⁽¹²⁾ 生家である林家は村内一位の所持高を持ち、代々赤尾村の名主を世襲した。信海も弘化二年（一八四五）に名主に就任した。また父に引き続き川越藩の組合村において小組合物役を勤めている。文化活動の面では、文政九年（一八二六）、二三才の時に江戸の国学者清水光房に入門し、和歌や国学に傾倒した人物としても知られる。文久二年（一八六二）に五十九歳で没した。

信海は三度の堂ヶ嶋滞在の何れにおいても、大和屋という湯治宿に宿泊している。彼の残した日記類は、信海と大和屋の主人とのやり取りの様子を具体的にかついきいきと示してくれる。こうした史料によりながら以下検討を進めていきたい。

（1）箱根堂ヶ嶋温泉の概要

一 堂ヶ嶋温泉大和屋と林信海

箱根堂ヶ嶋温泉は現在も温泉地として続いているが、近世では相模国足柄下郡底倉村にあつた（小田原藩領）。堂ヶ嶋という地名は、各地を遍歴していた鎌倉・南北朝時代の僧・夢窓疎石（建治元年～觀応二年（一二七五～一三五一））が、この地に温泉を発見し、堂嶋庵という草庵を構えたことに由来するとされている。⁽¹³⁾ しかし、堂ヶ嶋を含め早川沿いに広がる箱根の温泉地が、湯治場としての姿を整えるようになるのは、江戸幕府が開かれて以降といわれている。東海道沿いの整備が進むにつれ、いわゆる箱根七湯（湯本・塔ノ沢・堂ヶ嶋・宮ノ下・底倉・木賀・芦の湯）と言われる湯治場が成立していくのである。⁽¹⁴⁾

箱根温泉では將軍への献上湯が行われ、正保元年（一六四四）を初めとして、宝永三年（一七〇六）まで七回行われている。また大名の湯治もみられた。近世中期には箱根を訪れる湯治客は地域的な広がりを見せたと考えられ、享保四年（一七一九）

表1 林信海堂ヶ嶋滞在概要一覧

期間	大和屋滞在期間	同行者
嘉永7年 7月19日～閏7月17日(29日間)	7月21日～閏7月13日(23日間)	政右衛門、午次郎
安政3年 7月18日～9月3日(45日間)	7月22日～8月晦日(38日間)	徳次郎、さた
安政4年 6月4日～7月7日(34日間)	6月10日～7月3日(24日間)	さた、しか、きち、二と、鉄五郎夫婦

(注)

・「他出雑記帳」林2495

・「箱根入湯中井往反記」林6773

一月に木賀温泉へやつて来た湯治客は、南関東一円から、伊豆・御厨、甲州郡内に及んでいる。⁽¹⁵⁾

文化八年（一八一）の箱根温泉の地誌によれば⁽¹⁶⁾、当時堂ヶ嶋温泉には五軒の湯宿があり、嘉永・安政期に林信海が宿泊した大和屋も、その一軒として名前を見ることができる。⁽¹⁷⁾

（2）林信海の堂ヶ嶋湯治の様子

林信海は、嘉永七年七月、安政三年七月、翌四年六月と集中的に堂ヶ嶋温泉を訪れている。それぞれの旅における信海の年齢は、五十一歳、五十三歳、五十四歳となる。旅全体及び大和屋への滞在期間は表1の通りである。

嘉永七年は七月十九日から閏七月十日までの二十九日間、安政三年の場合は、七月十八日から九月三日までの

四十五日間、翌四年はやや早く六月四日から七月七日までの三十四日間であった。何れの場合も、三廻り（三週間）以上滞在していることが分かる。

同行者は、一度目は赤尾村の午次郎⁽¹⁸⁾（往路のみ）と政右衛門⁽¹⁹⁾と共に、二度目は隣家徳次郎⁽²⁰⁾と、この時既に嫁いでいた娘さた⁽²¹⁾と、そして三度目はさたに加え、妹しか⁽²²⁾、妹きち⁽²³⁾こと（不明）、鉄五郎夫婦⁽²⁴⁾という親類を中心とした総勢七名での湯治であった。

堂ヶ嶋温泉へ赴いた理由については、明確には分かっていない。しかし、嘉永・安政期の日記史料等には、持病として疝氣や眩暈を患っていたことが確認できる。⁽²⁵⁾また、大和屋滞在中には一日に平均で七回から十回と頻繁な入湯を行つており、三度の堂ヶ嶋での滞在は心身の療治の意味合いがあつたと考えられる。⁽²⁶⁾

先に述べたように、堂ヶ嶋温泉大和屋での宿泊は三週間以上に及んだ。信海は、大和屋での日々をどのように過ごしたのか。嘉永七年の場合を中心に、湯治場での様子を概観しておこう。

1 入湯

信海は、滞在中一日に何度も温泉に入った。大和屋には内湯

が設けられていたようで、日記等を見ると平均して一日七回は入湯していたことが分かる。明け方から午後にかけての時間帯に入ることが多く、夜の入湯はあまり見られない。日中は湯浴みを中心には過ごしていたといえる。しかし、その他の時間も多くのあつたようである。この時の日記を見ると、「入湯の合間の時間」を様々に過ごしている様子がうかがえる。次に、湯浴みの合間をいかに過ごしていたのかを見てみよう。

2 湯治場周辺の散策

大和屋に到着して七日目の七月二十七日には、「今八つ半頃立いてつゝ此所ヲ見ありく、奈良屋惣右衛門といへる家之前ニしらへの瀧といふあり」と、堂ヶ嶋温泉内を散策し、堂ヶ嶋の湯治宿である奈良屋の前の瀧を貞物している。翌日にも「昼後、丸屋之中二通り有之ヲ入り、右へ曲り上れば薬師如来堂なり、西嶋ニ湯之湧出す穴式つあり」と、堂ヶ嶋散策を行っている。また、安政三年や翌四年の滞在中には、同行した家族等と共に箱根権現への参詣や箱根関所の見学も行っている。この様に入湯の合間には、堂ヶ嶋やその近隣へ散策に出かけている。

3 詩作

信海は普段より和歌を詠む人物であったが、堂ヶ嶋滞在中も、「夜半起いて戸おしひらき見やりたれハ、むかふ明神か嶽の下なる山のうへに月いてそめたり、あはれやとおもへるさまを例の言の葉にものして、外之冊ニ書記し置」くなど、多くの和歌を詠んだ。また、七月二十六日の日記には、「十ヶ年以前已年咏草之歌とも写始メ四五首書たる内日暮ぬ」という記事も見える。その後閏七月六日には、「夜ニ入、行燈ニ向ひ詠歌不残見終り、此旅之詠歌書寫始メ」とある。おそらく信海は、かつて詠んだ「咏草之歌とも」を湯治宿に持参し、見直しつつ書き写す作業をしていたと思われる。そしてそれらを見終わつた後は、この旅で詠んだ和歌を清書したのではないだろうか。湯治宿での時間は、新に歌を詠むだけではなく、すでに詠んだ歌を見直すためにも使われていたと言えよう。

この他、信海は大和屋に到着した後の数日間、「小作入口帳面」を認める作業を行つていた。これは七月二十三日頃から三十六日まで見え、二十六日には「今七つ時分迄ニ小作入口帳面書写終り、去丑残米朱書ニ書出し迄済」とある。「小作入口帳面」は、林家の経営に関する帳簿と考えられ、湯浴みの合間に詩作ばかりでなく、経営帳簿類の整理も行っていたようである。また、「咏草之歌とも」や「小作入口帳面」は、信海が大

表2 林信海の日記に見える大和屋の湯治客

年	出身地	名前	身分	性別	人数(内訳)	出典
嘉永7年	武藏国橘樹郡新作村	—	—	男	3人(男1・女2)	林2495
嘉永7年	相模国曾我村(ママ)	—	—	男	6人(夫婦・子ども4)	林2495
安政3年	相模国大住郡伊勢原辺	—	—	—	—	林2495
安政3年	武藏国都筑郡今宿村清来寺	宥欣	僧	男	—	林2495
安政3年	相模国足柄上郡円通寺村	三河屋(鳥海)多吉	四拾人組古着売買株持	男	2人(祖父・孫)	林6774
安政4年	相模国足柄下郡小田原	—	—	—	4人	林6773
安政4年	相模国大住郡土屋村	—	—	—	—	林6773
安政4年	—	河野半助	小田原藩士	男	—	林6773

(注)

- ・「他出雑記帳」林2495
- ・「箱根入湯中並往反記」林6773
- ・「相州箱根山中温泉場逗留中之記」林6774

和屋に持参したものと考えられ、信海自身が、湯治場に長期間滞在するにあたって、どのように時間を過ごすかをある程度事前に考えていたことをうかがわせる。

4 大和屋での交流

長期に及ぶ滞在の中では、大和屋の他の宿泊客等との交流が頻繁に持たれていた。信海は「今朝昨朝両度ニ近隣ニ咄シ馴たる人々立帰り、淋敷なりぬ」と嘉永七年の日記に記している。こうした所感は、湯治宿での長期間の滞在生活の中で、同宿となつた人々との交流が一つの楽しみであつたという面を示しているだろう。

信海の日記等に見える大和屋の他の宿泊者をひろいだしたのが、表2である。ほとんどが相模国内の人々であった。また、信海と同じように、家族等と共に宿泊している場合が見られる。同じ宿屋の近い部屋に泊まつた者同士が、ふとしたきっかけで知り合いとなり、交流が生まれたのだろう。では、信海は他の宿泊客とどのような話をしたのだろうか。信海が書き留めた話をいくつか見ていくこととした。

安政三年には、孫と二人で湯治に來ていた相模国円通寺村の三河屋多吉という古着売買を渡世とする老人と出会つた。彼か

ら聞いた話は、「足柄上郡圓通寺村三河屋多吉咄し聞書」として「相州箱根山中温泉場逗留中之記」⁽²⁸⁾という史料に記されている。多吉が語つたのは次のような事柄であった。彼の居村周辺にはかつて「極上田」が広がっていたが、宝永の富士山噴火の砂降や洪水により田地は土砂に埋まり、地味が低下してしまった。にも関わらず、その後もかつての地味の良さがついてまわり年貢米上納が重く渡世向きが難しいこと。これまで一里半も行けば十分な薪が取れたのに、今年は周辺の山々は切り尽くしてしまい、矢倉沢関所を越え四里半も行かなければならなくなつたこと。また、多吉の渡世である古着売買も昔と違い利益は少なくなつたが、天保改革期には古着商売が大当たりし、改革中は、世の人々が憂さを晴らしに大勢温泉場に集まり、現在の温泉場の繁昌の基となつたことなどであつた。

同年に出会つた武藏国清来寺の僧、宥欣とは和歌に関する話をしたようである。

これによれば、清来寺付近が畠山重忠戦死の場所であり⁽³⁰⁾、宥欣はこの事を世に広く知らせようと歌人等から歌を集め一巻にしたという。そして宥欣は、さらに広めようと、信海にも知り合いの歌人にこの話を伝え、歌を寄せてくるように依頼したことが分かる。その翌年、信海は林家を訪れた伊勢の御師三日市大夫次郎履正に、二俣川での重忠戦死の話を伝えた。そして、安政五年頃の三日市宛の書簡からは、三日市の周囲での旧跡に関する和歌が詠まれ、信海のもとへそれらが送られたことを知ることができる⁽³¹⁾。

去年（安政三年—引用者注）八月相模国箱根温泉に久しき旅居しけるほど、宥欣法師にはしめてあひて歌ものかたりの席宥欣いへる、我住る里者東海道神奈川駅より西へ式り、八王子道中今宿村也、往古の二股川にて畠山重

忠憤死の古跡あり、其事廣く世にしられぬによりて、歌よみ詩つくる人々にあまねくつけしらせて、其言の葉ともをあつめんと志侍り、さて一巻にしつる時よみ侍る歌くもりなき玉と見えつゝはかなきハ夏野の露の命也けり、とかくて夏野の露うはふみにしるし侍りつ、今ゆく末もいよく廣く世にしらせまくほりし侍るを、此事君かあたりの歌人にもつけて歌給はらんとそいへる、おのれ生國のうちながら、其所とははしめてしりぬ⁽²⁹⁾。

七年には太郎左衛門といい、安政三年におとずれた時には、太郎左衛門の伴太郎次が主人となつてゐた。

嘉永七年の日記には「此家主人我座敷二來り居て」という記述が見える。また安政四年にも「昨夜二入、宿主人我仮席二来り、暫時咄し居」とあり、大和屋の主人自ら信海の部屋を訪ね、

信海と様々な話をしたと言えよう。

嘉永七年に奈良屋の前の瀧を見物した日の日記には、宿に戻ると主人が「我座敷二來り居て、此瀧のこと委細咄したり」とある。その「委細」とは次のようなものであつた。

堂ヶ嶋奈良屋惣右衛門宅前二一昨子年瀧一筋掠、江戸日本橋辺住中川健齋琴柱の瀧と名付し處、不氣二入其年中廣幡殿江戸へ御下り之処、御帰京ニ小田原御本陣御旅宿へ右瀧名御付ケ可被下趣願申上候処、直二者不相成間帰京之上名付ケ可遣与被仰下、御帰京之上御歌ヲ下ス間為受取上京可仕旨廣幡殿御家人より書面ニ而申越され御願申上候上者上京いたさねハならず願人兩人ながら上京頂戴可仕、瀧名ニ付而者故実茂有之間委細可申聞旨旁候趣を以御返書差上たりとぞ、其後近衛殿御下りニ御持

御下り小田原御本陣へ願人兩人御召出し御渡し被下候よし、去年中之よし⁽³²⁾

大和屋の話によれば、奈良屋は嘉永五年に瀧を自家前に拵え、「琴柱の瀧」と名付けてもらつたが気に入らず、清華家の廣幡基豊が江戸から京へ向かう際に宿泊していた小田原の本陣まで参上し、名付けてもらえるように願つた。基豊側は、すぐにはできないので、帰京の上名付けると返答し、惣右衛門等は嘉永六年になり、「じらへ（調べ）の瀧」という名前とそれを詠んだ和歌とを頂戴したのであつた。

また嘉永七年閏七月十一日には、次のような話も聞いている。

今日主人來り暫時咄し二聞、去年中 御本丸中紅葉山御宝藏ヲ焼たる賊者、鎌倉在之もの、東海道小田原宿大磯之間ニおいて、三度飛脚之金荷ヲ奪ひとり、其金ニ而御家人之株ヲ買取 御公儀人与成り居候処、右之悪賊故又悪心発し金銀ニかへかたき天下御代々之重御宝物數多焼亡したり、右旧悪者御宝藏焼候一件ニ而白状したりとそ其人之身元茂御糺無之、金持たる人なれハ夫と世話人有之 御公儀人之株買得候事故、此禍事出来たり、是等之

事より以後右之弊者御改茂あるべき也。⁽³³⁾

ここでは、江戸城紅葉山の宝蔵を焼いた者が鎌倉近在の者で

あること、その人物は二度飛脚の金を奪い取りその金で御家人株を買い取り「御公儀人」となつた人物であることなどが語られている。この他、安政三年七月二十四日には、太郎次から、信海等が大和屋に到着した七月二十一日に伊豆下田に異国船が渡來したこと、領主の出陣があつたこと等を知らされている。

このように湯浴みの合間には、他の宿泊客や大和屋と様々な話ををして時間を過ごした。こうした交流の中では、宿泊客の居村や周辺地域あるいは彼等の渡世等に関する具体的に話されており、信海も同様に自身の居村等に関して話しただらうことが予想される。こうした他の地域に住む人々との何気ない会話が、時には社会・経済情報の交換の機会ともなつたろう。また、安政三年に出会つた僧・宥欣との和歌を接点とした交流のように、何らかの共通点を見出し思いがけず話が弾むことであつた。そして、帰郷後の信海が宥欣から聞いた話しに基づいて和歌を集めめた点は、こうした交流がその場限りのもので終わらずに、

⁽³⁴⁾ 湯治の後も継続する可能性があることを示していると言えよう。一方、大和屋の主人は、調べの瀧の由来を信海に説明する

等、堂ヶ嶋やその周辺の地域事情を宿泊客へ語つた。加えて堂ヶ嶋に直接は関わらない時事的・事件的な情報にも精通し、宿泊客へ語つていたことが分かる。

以上のように、大和屋滞在中の信海は、湯浴みを中心としたがらも、周辺の散策や詩作を行い、時には気の合つた宿泊客や大和屋と話をする等々に過ごしていた。

二 大和屋から信海への書物・文書の貸し出し

信海の日記に、大和屋から書物等を見せられたという記事が見られるのは、嘉永七年七月二十七日が最初である。そこには「此宿主人此温泉記を見せたり」とあり、大和屋が堂ヶ嶋の「温泉記」なるものを信海に見せたのである。また、その後閏七月四日には、「此家主人種々之書物持出し、見せたるニより朝より不絶写取之」とあり、大和屋が「種々之書物」を所持していたこと、それを信海に見せ、信海はそれらを書き写していたことが分かる。

では信海は大和屋からどのような書物を見せてもらつたのか。表3は信海が大和屋滞在中に大和屋から借りたことが判明する書物・文書類の一覧である。嘉永七年の滞在中に四点、安

表3 大和屋から信海への貸し出し書物・文書

年	表題・内容	書写・抜き書き	内容補足	典拠
嘉永7年	「堂ヶ嶋温泉記」	○	堂ヶ嶋温泉の由来・効能と入湯方法入り方	「見聞之記」
嘉永7年	二宮尊徳の御殿場村の「趣法付ケ帳面」	○	—	日記
嘉永7年	異国船渡來を知らせる書状類	○	嘉永六年六月三日 書状 ／ 六月六日頃 三崎町役人から得た異国船の様子 ／ 六月四日 浦賀表田中信五郎からの手紙	「見聞之記」
嘉永7年	「鶴頭夜話」	×(書名のみ)	—	「雅俗雑記」
安政3年	「太田道灌雄飛錄」	○	『太田道灌雄飛錄』巻之六 "定正が近臣道灌を讒す並道灌扇が谷へ出仕の事"の段から抜き書き	「見聞之記」

(注)

・「見聞之記」:「相州箱根山中温泉場逗留中之記」林6774

・日記:「他出雑記帳」林2495

・「雅俗雑記」:「雅俗雑記」林7753

※表4も同様。

政三年の滞在中に一点となる。安政三年には大和屋から借りた書物等が減少しているが、当主が太郎左衛門から太郎次へ変わつても書物を客へ見せることが行われていたことは確認できる。表によりながら、その内容を確認していきたい。

まず先述した嘉永七年七月二十七日の日記に見える「堂ヶ嶋温泉記」という書物がある。これは夢窓疎石による温泉の発見と疎石の草庵の名前が地名の由来となつたという、堂ヶ嶋の開湯や地名の由来を説明する「由来書」と温泉の効能や病氣毎の入湯方法を説明する「入湯の仕かた」の部分からなる。³⁵⁾ 堂ヶ嶋温泉の案内記的な史料であるとともに入湯の手引き書でもあつたと言えるだろう。信海は、この「堂ヶ嶋温泉記」を「相州箱根山中温泉場逗留中之記」に書写している。

次に見えるのは、二宮尊徳の御殿場村の「趣法付ケ帳面」という帳面である。嘉永七年閏七月八日の日記には、「今日此家主人、報徳法唱人二宮金次郎、駿州駿東郡御殿場村趣法付ケ帳面かり、写之始メ、七枚半書写たり」とある。これについては、書写したものの現存が確認できず、その内容を知ることはできない。しかし、御殿場村が尊徳の仕法を受けた村であること⁽³⁶⁾や「趣法付ケ帳面」という表現から、御殿場村仕法に関する文書であつたのではないかと推測される。この翌日には「昨日写

冊紙數廿五枚不殘書写終り」との記述があり、二日をかけてこの帳面を書写したことが分かる。⁽³⁷⁾ なお、この二日前の閏七月

五日には、「今終日当国足柄上郡柏山村産、二宮金次郎か浦賀湊宮原治兵衛方へ差越たる書面写したり」とあり、信海は二宮尊徳が浦賀湊の宮原治兵衛⁽³⁸⁾へ宛てた書面をどこからか入手し、翌六日まで書写しているのである。

次に嘉永六年の異国船渡来に関する文書類がある。これらについても「相州箱根中山温泉場逗留中之記」に書き留めているが、史料の冒頭に「伴太郎次出し見せたる一より」とあり、太郎左衛門の伴太郎次が見せたものだつたことが分かる。太郎次が見せたと判断できるのは、異国船四艘の渡来を知らせる六月三日付けの田中信五郎という人物からの書状と、六月六日頃三崎町役人から得た異国船の様子の聞書。そして、六月四日「浦賀表田中信吾⁽³⁹⁾より手紙」という書状であった。三つ目の手紙には、今回の異国船は北アメリカからの使者であることや測量をする船や蒸気船の様子等が記されている。なお、「相州箱根中山温泉場逗留中之記」にはこれらの書写の後ろにも、ペリー一行が上陸した際の様子や異国船渡来を受け嘉永六年に老中牧野忠雅から大目付に対して出した達し等、嘉永六年の異国船渡来に関する文書類の書写が続くが、太郎次が見せたものである。

かは不明である。⁽⁴⁰⁾

最後に、いわゆる書物の類がある。嘉永七年の滞在中に大和屋が所持していた書物として史料に見えるのは、「鶴頭夜話」である。信海の詠んだ和歌や様々な覚え書きが記された「雅俗雜記」という史料に、「嘉永七甲寅年七月廿一日より相模国足柄下郡湯舟郷堂ヶ嶋温泉ニ浴し逗留中見聞記／鶴頭夜話 五冊 大和屋太郎左衛門所持本」⁽⁴¹⁾ という覚え書きがみえる。「鶴頭夜話」は、小早川能久によつて明暦一年（一六五六）に成立した隨筆「翁物語」の別名である。また安政三年には、「大和屋所持書籍之内」⁽⁴²⁾ から「太田道灌雄飛錄」を借り、その一部を「相州箱根中山温泉場逗留中之記」に抜粋している。「太田道灌雄飛錄」は木村忠貞が編纂し、文政三年（一八一〇）に成立した読本である。文政三年と天保十二年の二度出版されている。信海は、「太田道灌雄飛錄」卷之六にある、「定正が近臣道灌を讒す並道灌扇が谷へ出仕の事」の段の一部を抜き書きしている。大和屋が所持していた書物の内、具体的な書名が分かるのは以上二点のみだが、先に引用した「此家主人種々之書物持出し」や「大和屋所持書籍之内」という表現から、この他にも大和屋は複数の書籍を所持していたと考えることができるだろう。

以上、大和屋が信海に見せたことが明確な書物や文書について見てきた。大和屋が信海に見せたものは点数としては限られたものであるが、いくつかのことは指摘できよう。第一に大和屋は複数の書物を所蔵し、宿泊客へ見せていたということである。その中には、「堂ヶ嶋温泉記」のような堂ヶ嶋の案内及び入湯の手引き書となる書物がある一方で、湯治に有用な実用的な書物だけではなかった。第二には、大和屋が貸し出したものはいわゆる書物に限られなかつたということが言える。異国船渡来に関する書状等や報徳仕法に関する文書を所蔵しており、それらも貸し出していたのである。

さて、大和屋が信海に対し様々な書物や文書等を見せたのはどのような理由によるのだろうか。明確にはし得ないが、宿泊客へのサービスであつたのではないだろうか。「堂ヶ嶋温泉記」は疾病に応じた入湯方法を説明しており、湯治客の役に立つよううに見せたものと考えられる。また、その他の書物についてももてなしとして貸し出したと考えうるのではないだろうか。大和屋が「種々之書物持出し」を見せた、という記事が残る嘉永七年閏七月四日は、同行者の政右衛門が熱海へ赴き、信海一人が大和屋に残つていた期間にあたる。まさにこの日、大和屋は信海を気遣つて「酒肴見舞」を差し入れているのである。大和

屋が同じ日に様々な書物を信海に見せたのは、「酒肴見舞」と同様に、一人大和屋に残つた信海が退屈しないようにとの気遣いと考えて差し支えないのではないかだろうか。実際、大和屋が作成した嘉永七年の通帳⁽⁴³⁾には書物の見料は記されておらず、ここで見た書物等は無料で貸し出されたと考えられ、もてなしの一環としての書物の貸し出しという考え方を裏付けてくれよう。

二 堂ヶ嶋滞在中の書写・抜き書きと「見聞之記」

次に信海が大和屋から借りた書物や文書をどのように受容したのか考えてみたい。先の表3を見ると、大和屋から借りた五点の内、四点を書写あるいは抜き書きしていることが分かる。また実は、信海は大和屋滞在中、この他にも書物や文書を書写しているのである。その多くが、どこから入手したものか不明なものであるが、それらをまとめたのが、表4である。簡単に内容を見てみたい。まず前節でも若干触れた異国船渡来関係の文書等が見られる。また嘉永六年に発生した地震後、小田原藩主が出した仰出や、文政元年に当時の藩主が出した教諭六ヶ条、小田原藩領内村々の村高と家数を記した「小田原領村々高井家

表4 大和屋滞在中の書写・抜き書き書物・文書

年	表題・内容	貸し主	書写・抜き書き内容の補足	現存状況	典拠
嘉永7年	ペリーハ行上陸等の様子(嘉永六年十二日~十六日)			○	「見聞之記」
嘉永7年	丑(嘉永六年)六月六日到来「備前守様御渡し」			○	「見聞之記」
嘉永7年	(嘉永六年)六月九日到来「牧野備前守様御渡御書付写」			○	「見聞之記」
嘉永7年	砲術流派別小田原藩士(か)書き上げ			○	「見聞之記」
嘉永7年	嘉永六年の地震に対する小田原藩主の仰出等		「殿様ヨリ被 仰出候御書付写」／「御奉行様ヨリ 被仰渡候」	○	「見聞之記」
嘉永7年	文政元年 小田原藩主大久保忠真の六ヶ条			○	「見聞之記」
嘉永7年	「乱製秘法 滯船散」		引札形式の落書	○	「見聞之記」
嘉永7年	二宮尊徳から宮原治兵衛宛の書面			×	日記
嘉永7年	底倉村藤屋勘右衛門所蔵の古文書	藤屋勘右衛門	天正十八年底倉村宛て、豊臣秀吉による禁制書など	○	日記・「見聞之記」
安政3年	「萬次郎物語抄書」		海外の地名	○	「見聞之記」
安政3年	安政三年 逗留中同居人が持っていた「野馬題」(野馬台か)の書写	「逗留中同居之人」		○	「見聞之記」
安政3年	「小田原領村々高井家数之記」		小田原藩領内各村村高・軒数	○	日記・「小田原御領分村々御割付高御朱印高之記井家數之記帳」林1270

「数之記」といつた小田原藩領に関わる文書等も多く見られる。これらの文書等については、誰から得たものか不詳だが、小田原藩領内へ出された文書等であるという性格上、大和屋やその周辺にいる地元の人々から得たものではないだろうか。一方、提供者が分かるものは、宮之下温泉の藤屋勘右衛門が所蔵していた古文書等と安政三年の「逗留中同居之人」が所持していた「野馬題」である。藤屋勘右衛門の古文書については、茶代として五〇〇文を持参し、藤屋に出向いて古文書を見に行つてることが分かる。信海が書写した古文書は天正十八年(一五九〇)の豊臣秀吉による禁制書などである。これらの古文書及び勘右衛門については、「新編相模國風土記稿」⁽⁴⁴⁾において言及が見られ、信海が書写した古文書のいくつかは「風土記稿」の底倉村の記述

などにも引用されたものであり、当地でも有名な古文書であつたと考えられる。

さて、この様に多くのものを信海は書写しているが、こうした書写は信海にとってどのような意味を持ったのだろうか。先の二表を見ると大和屋から借りたものを含め、信海が書写や抜き書きをしたものが多くが、「相州箱根山中温泉場逗留中之記」という史料中に残されていることが分かる。そこで、同史料を中心にしてこの点を検討したい。なお、同史料の内題に「堂ヶ嶋温泉逗留中見聞之記」とあるため、以下では單に「見聞之記」と表記することとする。

「見聞之記」の内容に通し番号を付けまとめたものが、表5である。「見聞之記」は横半帳ほどの大きさで、序跋文や目次等も無い。なぜこれを記すのか、誰から得たものか等の短い説明が初めに付される場合もある。成立時期であるが、表紙には「嘉永七年甲寅年／相州箱根山中／温泉場逗留中之記／七月廿一日夕より／閏七月十三日朝迄／赤尾村／林信海」とあり嘉永七年滞在中の記録として作成されたように思われる。しかし、その中身と日記等を対応させていくと、嘉永七年の滞在中に得たと考えられるものは、通し番号で1から30までとなる。32には安政三年に見聞きしたものであることが明記されてお

り、34の聞書は安政二年に大和屋で出会った三河屋多吉からのものであることから、31から35までが安政三年滞在中のものと考えられる。35と36の間には九丁半の白紙がある。36の「箱根入湯道里数」には、赤尾村近辺から箱根までの三通りの行き方が記されているが、表中①と②の道順は嘉永七年に信海が通った往復路にほぼ一致し、③は安政三年の往路とほぼ一致する。また、38は「宮尊徳に関する記事であるが、尊徳の年齢について「当寅年七十位之由」と朱書きがあり、嘉永七年時点での年齢が記されている。一方39は「安政三年丙辰年」と明記され、安政三年時点での大和屋太郎左衛門からの聞書であることが分かる。このように、通し番号36以降は、嘉永七年と安政三年との両方の時期のものが含まれている。以上のことから、当初は嘉永七年の堂ヶ嶋滞在中の記録として執筆され、その後、安政三年の滞在で見聞きした事柄も追加されたものと言えるだろう。「見聞之記」が現在の形になったのは、少なくとも安政三年以降であると考えられる。

さて、「見聞之記」はどのような情報に基づいているのだろうか。一つには、信海自身の堂ヶ嶋滞在中の経験等に基づくものがある。通し番号5～8には、堂ヶ嶋や宮之下などにあつた歌碑が記されているが、信海が訪れた当時の碑の様子が朱書き

表5 「見聞之記」内容一覧

通し番号	内容	内容補足	信海による注記・評文等	備考
1	「堂ヶ嶋温泉記」(由来書)の書写	大和屋太郎左衛門所持 ／夢窓疎石による開湯 ／堂ヶ嶋という名の由来	朱・夢窓疎石の草庵跡の当時の様子(「今も小山之上ニ堂ありて…」) 朱・「堂ヶ嶋温泉記」奥書の大和屋太郎左衛門署名(「相州箱根堂ヶ嶋／大瀧・内場／大和屋太郎左衛門」)部分に対して → 大和屋の姓「安藤氏」／「宮之下ニ四五軒、堂ヶ嶋ニ近江屋／外者皆同姓之よし」／「内場」→「土ハシ書誤也」 ・「堂ヶ嶋温泉記」本文に対して → 「此堂ヶ嶋温泉記誰作文ニ哉、いと拙くして語意不明の所々見えたり、よりておのれぐた／しき所々をはふき、右之通り書写したりき、執筆者著此國のうちに能書と見え品よき手跡也き」	信海が書写した「堂ヶ嶋温泉記」は、奥書によれば、天保四年卯月末之日に写されたもの。謙語には「田村堯中子写之／霍遊子識辨」とありその後に、左欄に引用した大和屋の署名があることから、大和屋は天保四年に書写された「堂ヶ嶋温泉記」を所蔵していたと考えられる。
2	堂ヶ嶋奈良屋惣右衛門の瀧(しらへの瀧)の名前の由来	一昨年(嘉永五年)堂ヶ嶋温泉奈良屋惣右衛門が屋敷前に瀧を拵え、廣幡基豊に願い同六年瀧の名を頂戴した話し／基豊の調べの瀧の歌		法橋藐庵。西村藐庵。吉原の名主。別称:伊之・佐兵衛・花明園・宗先(国文学研究資料館データベースより)／法橋藐庵は通し番号5、43においても名前が見える。
3	大和屋客室の床の間にあった漢詩の写し		・詩が貼られていた座敷の位置・場所／「誰人之作ニ哉、印もなし」	
4	堂ヶ嶋温泉白糸の瀧を詠んだ鹿山寶連の歌		朱・和歌の詞書部分に朱の丸印五ヶ所あり	
5	堂ヶ嶋温泉夢窓堂前にある疎石を詠んだ歌碑(法橋藐庵)		朱・歌碑の建てられている場所(「堂之前上り、石段右之方半頃ニ…」)	
6	夢窓疎石座禅石に刻まれた疎石の歌		朱・座禅石の様子(「此座禅石三ツ四ツニわれたり、火事ニ達しなりけり」)	
7	塔之沢から堂ヶ嶋へ向かう山路にあった歌碑(不眞)		朱・歌碑の建てられている場所・碑の様子(「塔沢より此所ニ來り山路左之方、…近頃朱ヲさして新しく見ゆれど、最早年久しくありとも」)	
8	箱根宮之下常泉寺前にあった歌碑(不眞)		朱・歌碑の建てられている場所・碑の様子(「宮の下常泉寺之前、自然石に彫付、右同断朱ヲ近頃さしたり」)	
9	「堂ヶ嶋温泉記」(入湯の仕方)の書写	入湯方法・諸病への効能	・入湯の仕方を書写するに至った理由(「己入湯日数ふるにしたかひ温泉記中に大便不通二者呑へしと有之一条ニ付感し思ふこと出来ニ付、後日浴する人のため左二書写しあく也」)	「堂ヶ嶋温泉記」(由来書)の書写部分に「入湯の仕かたはしめて、右之由来書もあり」とある。本来は、「由来書」の前に「入湯の仕かた」が記されていたと考えられる。

10	(嘉永六年)六月三日付 同日 異国船渡來を知らせる書状		・書写した理由(「大和屋安藤太郎左衛門／併太郎次出し見せたるニより」)	
11	(嘉永六年)六月六日頃 三崎 町役人から得た異国船の様子			
12	(嘉永六年)六月四日「浦賀表 田中信吾より手紙」	北アメリカからの使者で ある／ハツティラに乗り り測量／蒸気船の様 子		田中信吾:浦賀奉行支配 組与力。弘化三年ビット ル来航時、応接にあたつ た者の中に田中信吾がい る。『横浜市史』第2巻、 1959年
13	ペリー一行上陸の様子等		・冒頭に「此外二別紙手跡異也」	
14	丑(嘉永六年)六月六日到来 「備前守様御渡し」	老中牧野忠雅から大目 付へ、異國船渡來に付 き、芝から品川辺に屋敷 を持つ大名に対し「銘々 屋敷相固候心得」達し	・冒頭に「別紙」	
15	(嘉永六年)六月九日到来「牧 野備前守様御渡御書付写」	異国船が内海に乗り入 れた場合の達し／異 国船渡來に付き銘々に 「心得方可有之事」		
16	砲術流派別小田原藩士(か)書 き上げ	高嶋流・智徹流・奔電流 合わせて35人／嘉 永二年から同六年十一 月頃までの人名		35人中16人小田原藩士 と確認。その内15人が嘉 永六年六月「異国船渡來 付江戸表江御用往」あり (『御家中先祖並親類書』 (3・4、小田原市立図書 館、1993・94))
17	(嘉永六年二月)「殿様より被 仰出候御書付写」	嘉永六年二月二日に発 生した小田原地方大地 震の後、藩主から(村役 人へか)の仰出／「... 不一方成難義与深察 入、此上者一同情力を 尽...小前之者共へも篤 と申聞...」	朱 ・当時の小田原藩十代藩主忠懿 が九代忠真の孫である(「大久保 加賀守忠真君御孫」)	
18	(嘉永六年二月)「御奉行様よ り 被仰渡候」	嘉永六年二月二日に発 生した小田原地方大地 震の後、奉行からの仰渡 し／御手本金の内金 百両を在方へ下し置かれ。 「...村役人共者勿 論、小前末々迄不洩様 申聞冥加至極之義難有 相心得...」		
19	(文政元年)十一月 小田原藩 主大久保忠真申し渡し六ヶ条	文政元年、忠真老中就 任時に、京都から江戸へ 移る途中、領内を見て、 郡奉行を通じて村役人 へ申し渡された教諭。	朱 ・九代藩主忠真による、今井村家 康本陣跡及び、初代藩主忠世陣 跡への石碑建立について(「今小 田原侯御祖父君、東照神君御本 陣跡酒匂川辺今井村ニ御石碑御 建立被成候由、御先祖七郎右衛 門忠世君御陣跡綱一色村...石 碑御建立被成度思召之処、御志 不遂御逝去被成候よし也」) 朱 ・本文に出てくる年月(「寅十一 月」)へ補足 → 「文政元戊」	「新編相模國風土記稿」で は両村それぞれの箇所に 「御陣場頭」「大久保七 郎右衛門忠世陣所蹟」と 項が立てられているが、 今井村に忠真が石碑を建 てたという記述はない。

			朱	・六ヶ条各々に対する詳説も忠真自身によるものであるとの補足及び、書寫した理由（「いともたふとき御趣意なりと思ひ奉るによりかくハ写し書置也」）	
20	「乱製秘法 滯船散」	引札形式の落書／「此業第一諸家の書をおさへ武備の怠りを調ひ、何程年久しく氣さし候数船に迎ひ候而も…」			東京大学史料編纂所「風説留中画像一覧(稿)複製」中に「滯船散」あり。(東京大学史料編纂所蔵史料目録データベースより。史料未調査。)
21	天正十八年 底倉村宛 豊臣秀吉禁制	「禁制／一 軍勢甲乙人等濫妨狼藉之事…」	朱	・書写した古文書の所蔵者（「左ニ写取たる者底倉村之内宮之下／藤屋勘右衛門所蔵也」）	藤屋勘右衛門所蔵
			朱	・古文書の形態・表装・御朱印の印形・色（「表装かけ物ニ仕立あり」／「此御朱印不丸／如斯形ナリ」／執筆者によるわる言い伝え（木村常陸介筆与／云傳たり））	藤屋勘右衛門所蔵
22	天正十八年 片桐直倫捷書	「一 当郷山入湯いりのやととり、…」	朱	・形態・表装・筆の様子（「かけ物ニしてあり」／「手跡筆勢あり」）	藤屋勘右衛門所蔵
23	永正十年 底倉村宛 伊勢宗瑞長氏判物	「於当村諸公事以下末代共令免許候…」	朱	・形態（「是物一枚物ニ別ニしてあり」）	藤屋勘右衛門所蔵
24	安藤隼人置文	「一 天正十八年庚寅年卯月朔日二閏白様御打入之時、底倉百姓共軍勢之衆ニおいらされ候時、…」	朱	・原文書に付された印・大きさ（「粘入判位之紙ニ」）	藤屋勘右衛門所蔵
25	『鎌倉大草紙』の抜き書き	応永十年、新田相模守入道行啓を竹の下の住人藤曲（後安藤と改名）が討ち取り、底倉・木賀を賜ったくだり	朱	・原文書の大きさ・枚数・勘右衛門所蔵の経緯（「近年入湯人某記置しつゝ」）	藤屋勘右衛門所蔵
26	藤屋勘右衛門所蔵の古書入箱の蓋に書かれた箱書き		朱	・「諸古書入箱之蓋ニ」	藤屋勘右衛門所蔵
27	天正十三年 底倉百姓中宛 北条氏勝証状	「禁制／一 湯治之面々薪炭等其外地下人役申付事…」	朱	・表装（「是より四書面裏うち軸付キ巻物ニしてあり」）	藤屋勘右衛門所蔵
28	永禄十一年 後藤貞成捷書案	「一 底倉湯治之衆一日ニ湯銭一人別より壺銭宛可取事…」			藤屋勘右衛門所蔵
29	天文十四年 底倉百姓中宛 北条長綱証状	「禁制／一 湯治之面々薪炭等其外地下人役申付事…」			藤屋勘右衛門所蔵
30	永正八年 底倉村 伊勢宗瑞長氏判物	「当底倉村万雑公事 永々指置了…」			藤屋勘右衛門所蔵
31	「萬次郎物語抄書」(外国地名など)				
32	安政三年 逗留中同居人が持っていた「野馬題」(野馬台か)の書写			・安政三年 逗留中同居人が持っていたものを書写したとの説明	

33	「太田道灌雄飛錄」抜き書き	大和屋所持書籍／『太田道灌雄飛錄』巻之六 "定正が近臣道灌を譲す並道灌扇が谷へ出仕の事"の段より／「市虎三傳の後虚を以實とす」の部分に二重線あり		
34	「足柄上郡圓通寺村三河屋島海多吉咄し聞書」	村況・古着商の話聞き書き／安政三年大和屋にて同宿		
35	安政三年八月二十七日「大雨大風之記」	安政三年八月二十五日に当地を見舞った大嵐の被害の様子など。安政三年八月二十七日執筆。		
36	「箱根入湯道里数」	(赤尾村から)箱根への行き方三通り。①川越・所沢・府中・平塚・大磯経由／②川越・日本橋・東海道経由 ③坂戸・辯島・八王子・橋本経由		①=嘉永七年の往路とほぼ一致／②=嘉永七年の復路とほぼ一致／③=安政三年の往路とほぼ一致
37	大山雨降神社の嘉永六年の地震被害について	「道了大権現御前石階段向之谷へ立大杉共落入、殊ニ可惜者江戸より奉獻たるかな燈籠式木代金六百五拾両之吉、是茂谷へ落入…」		
38	嘉永六年の地震後、二宮尊徳から小田原藩への仕法の申し出及び報徳金返還問題と塔ノ沢温泉への逗留・桜苗木植え付けの提案等		朱	・尊徳出生村「稻山村」の読み仮名(「カヤマ」)／尊徳の年齢(「当寅年七十位之由」)
39	(安政三年)「大和屋太郎左衛門咄し聞書」	太郎左衛門の生家／大和屋を継ぐ前の経歴／大和屋を継いだ経緯などの聞き書き		
40	(仮名?)			
41	(漢字?)			
42	嘉永六年二月の地震の小田原領内被害について			
43	堂ヶ鳴夢窓堂に奉納された夢窓疎石の真跡の軸一幅の書写とそれが納められた箱(カ)	浅草寺境内奥山歌仙庵主法橋宗先(=法橋藐庵)による奉納／箱の様子と箱書き(箱の蓋の中に「南無釈迦牟尼仏」疎石を詠んだ歌(箱根山旅ねの夢の窓とはゝ))について		・軸の表装について(「此表装不残紙にて軸もつまらぬ木也」) ・箱の様子(「桐之箱キヨウメンとりメン之処うるしめりにして…」)
44	堂ヶ鳴の地図	明神嶽・白糸の瀧・夢窓庵・湯宿の位置／大和屋ほか四軒の宿屋名		・丸屋の立地及び夢窓庵に向けて楊弓を射していることについて(「己案ニ薬師へ参詣道丸屋ニ而ふさき置候様なり、依之此丸屋來客無之歟、夢窓庵へ向ひ楊弓射ル是不敬ニ当ル歟、國師者此地開発にして尤可貴敬者勿論也」)

(以下裏表紙の見返しに折り込まれ、貼られている横帳二分に記された内容)

①	藤屋勘右衛門所持の古文書等七点の書き上げ	勘右衛門所持古書入箱の蓋に書かれた箱書き(26)とほぼ一致		
②	天正十三年 底倉百姓中宛 北条氏勝証状	読み仮名付き		
③	永禄十一年 後藤寅成淀書案	読み仮名付き		
④	天文十四年 底倉百姓中宛 北条長綱証状	読み仮名付き		
⑤	永正八年 底倉村 伊勢宗瑞 長氏判物	読み仮名付き		
⑥	「年数覚」	永正八年(北条長氏)・天文十四年(北条氏綱)・永禄十一年(北条氏泰)・天正十三年(北条氏政・氏直)の各年から天保四年までの年数／正徳六年(「諸古筆写」)から天保四年までの年数		

(注)

・「相州箱根山中温泉場逗留中之記」林6774

・通し番号30・31と35・36の間の破線は白紙があることを示す。一本目の破線部には一丁半の白紙・二本目には九丁半の白紙がある。

・書写された内容を日記等と合わせると、30までは嘉永七年に、31～35は安政三年に得た内容と考えられる。36以降は、両年に得た事柄が混在している。

・「」は原文通り。

で記されている。また、35は大和屋滞在中に見舞われた大嵐の様子と被害を記録したものである。このように、信海自らの見聞や体験に基づいて記されているものが見られる。二つ目には、大和屋で出会った人物からの聞書きがある。第一節で触れたように、滞在中は他の宿泊客との交流が盛んであった。2の大和屋から聞いた調べの瀧の由来や、34の三河屋多吉からの聞書きなど、そうした交流の中で聞いた事柄も「見聞之記」には記されている。「見聞之記」は滞在中の体験や他の宿泊客との交流など様々な場面で得た情報を記したものと考えられるが、最も多いのは滞在中に見た書物や文書を書写して得た情報であった。このようにして得た情報からなる「見聞之記」はどのような史料であろうか。

「見聞之記」の内容は様々で、端的にその性格を表現することは難しいが、大づかみには特徴を指摘することができよう。一点目に、「見聞之記」には後に堂ヶ嶋温泉に湯治に行こうとする人のための案内記的な側面があると言える。史料冒頭は、大和屋の主人が所持していた「堂ヶ嶋温泉記」の由来書の書写で始まる。その後に堂ヶ嶋の奈良屋の前にある調べの瀧の由来についての記事があり、5～8には堂ヶ嶋温泉周辺に見られる歌碑とその様子を記した記事が続く。また、9には「堂ヶ嶋温

泉記」のうち、温泉の効能や入湯方法を解説した部分も書写されている。

この部分については、「後日浴する人のため左二書写しあく也」とあり、後日堂ヶ嶋温泉に湯治に赴こうとする人の為に記したものであると明瞭に述べている。また、36には「箱根入湯道里数」とあり、赤尾村近辺から箱根までの三通りの行き方が示してある。さらに、史料の最後には堂ヶ嶋の地図が記されているのである。こうした点から、「見聞之記」が堂ヶ嶋温泉の案内記的性格を持ち、「堂ヶ嶋温泉記」の効能書きの書写や箱根までの行き方を記すなど、後日堂ヶ嶋温泉に行こうとする人々の為に記された実用的な湯治案内の性格を持つていると言えるだろう。

しかしその一方で、湯治には直接関係しない様々な情報が記されているのも一つの特徴と言える。10～12には、大和屋太郎左衛門の伴太郎次が見せた嘉永六年の異国船渡来を知らせる書状等が書写されている。その後にも、嘉永六年の異国船渡來に関する記事や達し等の書写が続く（13～16）。また嘉永六年二月に起こった大地震の際に小田原藩主より出された仰出等も書写され、信海が大和屋に滞在した嘉永・安政期の時事的な情報や小田原藩の近況を示すような内容が多く含まれているのである。単なる案内記ではなく、情報集・風説留的な要素

も強いことが見て取れよう。

以上のように、大和屋等から借りて書写した書物や文書は、堂ヶ嶋滞在中の体験や宿での交流の中で聞いた話と共に、後日堂ヶ嶋温泉を訪れる人を視野に入れつつ、「見聞之記」としてまとめられた。信海にとって、大和屋等から得た書物や文書を書写する行為は、単なる手慰みではなく、堂ヶ嶋温泉に関する歴史的な知識や小田原藩についての時事的・社会的な情報を蓄積することにつながったと言えるだろう。

おわりに

以上、林信海の堂ヶ嶋温泉での湯治を事例に湯治宿での書物等の貸し出しと受容のあり方について検討してきた。

堂ヶ嶋の大和屋では所蔵する書物や文書等を宿泊客へ見せることが行われていた。その際見料は取られておらず、宿泊客へのもてなしや気遣いの一環であつたことが推察される。一方、書物等の提供を受けた信海は、それらを書写し手許へ残した。書物や文書等の書写・抜き書きによつて得た知識や情報は、「見聞之記」へまとめられ、堂ヶ嶋温泉に関する知識や情報、小田原藩の動向や当該期の時事的な事柄に関する情報が信海の許に

蓄積されたといえる。

第一節で確認したように、大和屋での滞在は信海にとつて心身の療治の為であり、温泉への入湯が主目的であつたと考えられる。大和屋が所持していた書物や文書類との出会いは信海にとっては副次的なものだつたろう。しかし、副次的なものではあれ、大和屋の蔵書や文書等は、信海に新しい知識や情報を与えることとなつた。また、信海の事例では、滞在中に得た知識や情報の内容という点で、湯治場あるいは湯治宿一般には解消できない特徴を指摘できよう。つまり、二宮尊徳や報徳仕法との関係である。

箱根地方は、報徳仕法との関係の強い土地であり、天保八年の小田原藩による仕法では湯本村・底倉村・宮城野村が報徳金の貸付を受けている⁽⁴⁵⁾。また、箱根への尊徳の往来も見られ、天保十一年には、塔ノ沢の旅館福住喜平次方で尊徳の訓話が行われている⁽⁴⁶⁾。また、嘉永五年には箱根湯本・塔ノ沢などに滞在し、この間湯本近辺に三千本の桜苗木の植え付けを行つてゐるのである⁽⁴⁷⁾。こうした箱根での仕法や尊徳の往来を通じて、堂ヶ嶋温泉においても仕法に関する文書類や尊徳に関する情報が蓄積されていたことが考えられる。

信海の嘉永七年の滞在中の記録には、大和屋から借りた「趣

法付ケ帳面」以外にも尊徳に関係する記事等が記されている。

第二節で触れたように、「趣法付ケ帳面」を書写する二日前には、二宮尊徳が浦賀湊の宮原治兵衛へ宛てた書面を入手し、書写している。また「見聞之記」には、尊徳が嘉永六年の大地震後、小田原藩での仕法実施の提案と藩へ差し上げていた報徳金返金問題のために小田原に来訪した際の様子について記されているのである。さらに、嘉永七年の逗留中の入用を記した帳面の余白には、報徳訓⁽⁴⁸⁾が記されている⁽⁴⁹⁾。

信海は滞在中、大和屋の所持する文書等を通して尊徳に関する情報を接し、何らかの関心を示したために、左記のように日記等に記したものと思われる。しかし、居村へ戻った後に村へ仕法を導入した様子は無く、安政期の湯治では尊徳に関する記事も見られないことから、信海の尊徳や仕法に対する関心は、これ以上の発展をみるとはなかつたと考えられる。しかし、信海の様に湯治のための箱根滞在を通して、宿屋の蔵書等を媒介に偶然に尊徳の思想や仕法に接し、より積極的に報徳仕法への関心を示した人々もいたのではないだろうか⁽⁵⁰⁾。

大和屋は客へのもてなしとして書物を提供したと考えられるが、湯治宿での読書は長期間の滞在を退屈せずに過ごすための一つの手段だつたと言えよう。長友氏が述べているように、滞

在中の娯楽や慰安としての読書を楽しんだ人々もあつたろう。しかし、信海のように、読んだ書物や文書を書写することで知識や情報を蓄積する等、単なる娯楽や慰安に留まらず様々なレベルで読書が行われていたものと考える。湯治宿においてどのような蔵書が形成され、宿泊客はどのように読んだのか、さらに事例を蓄積していく必要があろう。特に、湯治宿の蔵書について、大和屋についてはその全体を知ることができなかつた。

蔵書の形成過程や貸し出し等について具体的な事例を発掘していく必要がある。また温泉場で営業する貸本屋との関係も気になる点である。また、湯治宿で得られた知識や情報がどう活かされたのか、あるいは思想形成過程にどのように位置づけられるのかについて、本稿では言及することができなかつた。それには、湯治客の日常的な読書行為や活動を明らかにし、それに対する湯治場での読書行為の位置づけを行うことが必要となる。こうした点は今後の課題としたいが、これらに関連していくつか展望的述べておきたい。

一点目は、宿屋の蔵書の実態である。この点に関して、箱根湯本の宿屋・福住家の書籍史料を紹介しておきたい。

箱根湯本温泉の福住旅館（福住家）は寛永初年創業と伝えられる湯宿であり、現在でも湯本温泉の老舗旅館として営業を続

けている。当家の当主は代々九藏を襲名し、湯本村の湯場筋の永代名主を勤めていた。

「福住家文書目録」⁽⁵⁾によれば、同家の書籍資料は「旅館逗留客の娯楽用資料」、「福住正兄所蔵資料」、「福住九藏所蔵資料」の三つに大別できるという。福住正兄（文政七年～明治二十五年（一八二四～一八九〇））は、福住家十代当主である。正兄は、嘉永三年（一八五〇）同家の養子となり九藏を継いだ。彼の実家は相模国大住郡片岡村の名主大沢家で、父市左衛門は報徳仕法により、天保の飢饉で疲弊した村を立て直したことで知られる。正兄自身も熱心な報徳伝道者・実践者であり、二宮尊徳のもとで報徳仕法を学び、福住家を継いだ後は同家及び湯本村の復興に努めた。明治期に行われた箱根山の道路開削事業においては中心的存在となり、当地の近代化を牽引した存在でもある。また神道・国学にも関心を寄せ、元治元年（一八六四）には平田家に入門し、明治四年（一八七一）、小田原藩の国学一等助教を命じられている⁽⁶⁾。こうした人物の書籍史料も多く残されているのである。

さて、目録上では、後者二者については明確な区分ができることから、区別せずに「第1群」として扱い、「旅館逗留客の娯楽用資料」のみを「第2群」として扱っている。「第1群」

と「第2群」との区別については、「資料がまとめて保管されていたこと」、又その性質・内容からみて第2群として独立させた」と目録作成上の経緯が説明されているのみである。はたして、正兄の蔵書も含め、福住家当主が代々所蔵してきた書籍史料は湯治客の目に触れることがなかつたのか、検討を加えるべき点であるが、今後の課題とし、ここでは目録上「旅館逗留客の娯楽用資料」とされる「第2群」の書籍史料について概観しておきたい。

「旅館逗留客の娯楽用資料」は一二五点に及ぶ。まず出版年だが、出版年の上限は宝永二年（一七〇五）の『肉蒲団』（四巻四冊）であり、下限は明治四十年の『滑稽女学生旅行 正』と『冷水浴の実験と原理』という書物である。なお、刊記の無いものが五点ある。明治以前の刊記をもつものは二点のみで、明治二十年代のものが大半を占める。特に明治二十四年から同二十六年のいづれかの年の出版である書籍が約半数を占めている。次に蔵書印を見てみよう。一二五点の資料の内、八十二点で何らかの蔵書印を確認した。最も多いのが「相州箱根湯本温泉／福住九藏」と彫られたもので、同文言で異なる三種類の印が使用されていた。蔵書印の押された書籍の中で、正兄の書亭である「かつのや」印のあるものは二点のみであった（『史学

表6 福住家文書「旅館逗留客の娯楽用資料」点数表

目録分類	点数
歴史・伝記	20
地誌・紀行	6
戯曲	22
小説・随筆・評論	60
高談・落語	7
その他	10
合計	125

(注)

・「福住家文書目録」「箱根町文化財研究紀要」第9号、1978年

武家童觀抄』明治三年、『東京新繁昌記』明治九年)。出版年の傾向や蔵書印の状況と正兄の没年とを勘案すると、これらの蔵書は正兄の晩年・没後に形成されたものと考えられる。次に蔵書の内容について見てみよう。表6は、目録の分類に従つて各分類の点数を示したものである。これを見ると、小説・隨筆・評論が六十点、戯曲が二十二点など、読み物が多いといいう傾向を指摘できる。長友千代治氏が検討した城之崎温泉の貸本屋中屋の蔵書では淨瑠璃本が凡そ半数を占めていたが、全体として読み物が多いという傾向としては類似しているといえよう⁽⁵³⁾。こうした第2群の書籍は湯治客にどのように提供されていたのか、また、福住家当主の蔵書は宿泊客の目には触れたのか等考えるべき点は多々あるが、同家の蔵書史料は、宿屋の蔵書を具体的に知ることができる貴重な資料群と言えよ

う。具体的な検討は今後の課題としたい。

二点目は、湯治宿で得た知識や情報の活用、あるいは思想形成過程との関係についてである。信海は、大和屋滞在中に得た書物や文書によって堂ヶ嶋や小田原藩、あるいは時事的な事柄に関する知識や情報を蓄積したと評価したが、そうした知識や情報は信海にとってどれ程重要であったのだろうか。偶然にして興味を引いたので、書写し手許に残しておいたという程度のものであつた可能性はある。しかしそれだけで片付けられない要素もいくつかあるように思われる。「見聞之記」には異国船渡来関係の記事が比較的まとまっていることを指摘した。信

海に関する先行研究では、嘉永六年、翌七年のベリー来航を契機として活発な黒船情報の収集活動を行い、こうした情報に基づき将来を展望したことが指摘されている⁽⁵⁴⁾。「見聞之記」に記された異国船に関する文書は、そうした動向と符合するものとして理解できるだろう。また、「見聞之記」に書写された大久保忠貞の六ヶ条に対し「右六ヶ条之御趣意解言茂やはり忠眞君のものし給へるなるへし、いともたぶとき御趣意なりとおもひ奉るよりかくハ写し書置也」と高く評価している点が注目される。

（天保八年（一七八一）～一八三七）が文政元年老中就任のため京都から江戸へ移る途中、酒匂川において領内の様子を見て出されたものとされる⁽⁵⁵⁾。各村へ写しが与えられ「さらにその写本が有力農民によつて作成された模様で、各地に現存するが、細部に異同が多い」⁽⁵⁶⁾とされる。当時の村役人・有力農民層に積極的に受容された文書であつたといえよう⁽⁵⁷⁾。

先の引用にあるように、信海がこの六ヶ条を評価したのは、まず「御趣意」そのものへの共感があつたことが考えられるだろう。

六ヶ条の内容をまとめると次のようになる。

①風俗の慎み。古来の風儀を失わず、御上を大切にし村役人の申しつけを守る。親兄弟親類が一和し、自分勝手なことはしてはいけない。

②奢りの戒め。困窮の根本は奢りにある。他領と比べたりせず、御領分限りに古来質朴の風を篤く守り、奢りがましいことはしてはいけない。

③本業（農業）に出精する。土地相応の余業で村の為になり無害であるものは捨て置いてはいけない。御救い・御用捨を頼みにしてはいけない。

④身の分限を弁える。自身の家株は先祖の骨折りによるも

信海が書写した六ヶ条は、小田原藩主大久保忠貞（天明元年

のと思い、先祖に報い子孫に伝えることを志すこと。貧富は自身の骨折り次第である。

⑤名主・村役人の心構え。村役人の善し悪しは村の盛衰にも関わることである。心掛け油断無く、撻を重んじ、年貢諸役を大切にする。小前の方へ対し非分があつてはいけない。村のことについては、何事も心を尽くすこと。

⑥御役人は御上の名代であると心得、大切に思うこと。ただし、御役人中に非分がある場合には御上へ申し出ること。

嘉永七年当時の信海には、昇平の世が続いたことで世の中が知らず知らずに奢侈に流れ、このままでは上下共身分が立たなくなってしまうという時代に対する危機感があつたと考える。⁽⁵⁸⁾ そうした意識を持つていた信海にとって、奢りを戒め身分を弁えて本業に精を出すように説く忠貞の六ヶ条は、まさに「たふとき（尊い）」ものとしてとらえられたのである。また、「見聞之記」の六ヶ条の書写部分の冒頭には、行間に、忠貞による今井村・網一色村での石碑建立の話が朱書きで記され、嘉永六年の地震後に小田原藩主から出された仰出の書写部分にも「大久保加賀守忠貞君御孫」との朱書きがあり、嘉永七年時点の藩主ではなく、すでに死去していた忠貞そのものへの関心を看取

することができる。こうした点は嘉永期頃の信海の領主層に対する意識を考えた時、興味深い。先行研究においては、信海の領主層に対する意識は、天保改革期を経て変化すると考えられている。大きな期待を寄せた天保改革が挫折し、ほぼ同時期に川越藩へ提出した自身の意見書も用いられることはなく、領主層への期待感は大きく低下し、失望していつたと評価されている。⁽⁵⁹⁾ 確かに、嘉永五年には天保改革失敗を根拠とした將軍批判も見られ⁽⁶⁰⁾、領主層への失望や批判意識が看取される。しかし、今回見た大久保忠貞の六ヶ条への評価は、幕府や川越藩への期待感が低下する一方で、なおも優れた領主の存在を期待する彼の意識を表しているようと思われる。以上の点は、あくまで展望に過ぎず、林信海の村役人としての意識や思想、行動面の検討を深める中で今後考えていくたい。また、こうした点を検討した後、今回扱った嘉永・安政期の堂ヶ嶋での湯治とそこで得た知識や情報が信海にとつてもつた意味合いがより明確に見えてくるのではないだろうか。

【注】

(1) 青柳周一「人の移動と地域社会史・試論—参詣旅行史研究の視点から—」(『関東近世史研究』第四十八号、二〇

- 一年）。同様の指摘は、深井甚三『江戸の旅人たち』（吉川弘文館、一九九七年）でもみられる。
- (2) 大藤修『近世の村と生活文化』（吉川弘文館、二〇〇一年）
- (3) 高橋敏『日本民衆教育史研究』（未来社、一九七八年）
- (4) 前掲深井一九九七年
- (5) 上野国那波郡連取村の森村新蔵の場合、文化四年（一八〇七）、十四歳での伊勢参りの旅での見聞が対外問題を考える契機となつたとの指摘がある。それは、紀州領で物々しい海岸防備の様子を目にし、ロシア船がカラフト島へ押し寄せたという事件を知つたという体験であった。落合延孝『幕末民衆の情報世界』（有志舎、二〇〇六年）。
- (6) 八木清治『旅と交遊の江戸思想』（花林書房、一〇〇六年）
- (7) 山本光正『旅から旅行へ—近世・近代の旅行史とその課題』（『交通史研究』第六〇号、二〇〇六年）
- (8) 長友千代治『近世貸本屋の研究』（東京堂出版、一九八二年）
- (9) 小林文雄『近世後期における「藏書の家」の社会的機能について』（『歴史』七六、一九九一年）
- (10) 太田富康『幕末期における武藏国農民の政治社会情報伝達』（『歴史研究』六二五、一九九一年）
- (11) 横田冬彦『近世村落社会における「知」の問題』（『ヒストリア』一五九、一九九八年）、若尾政希『歴史と主体形成—書物
- (12) 林家所蔵史料は現在埼玉県立文書館に寄託されている（埼玉県立文書館編『林家文書目録』一九八六年）。以下林家文書については、「表題」林 文書番号で表記する。
- (13) 文化八年「七湯の枝折」（箱根町郷土資料館編『企画展図録七湯の枝折』二〇〇四年）
- (14) 伊藤潤『温泉の歴史—近世江戸時代の箱根温泉』（『歴史と地理』五三〇、一九九二年）
- (15) 岩崎宗純『化政期の箱根湯治—一夜湯治をめぐる争論を中心にして』（『小田原地方史研究』9、一九七七年）
- (16) 前掲「七湯の枝折」
- (17) 大和屋は経営者の交代を伴いつつも近代に入つても屋号は受け継がれ、現在では堂ヶ嶋にある晴遊閣大和屋ホテルにその名を見ることができる（箱根温泉旅館協同組合編『箱根温泉史』、一九八六年）。
- (18) 嘉永六年の所持高、一〇石余（「三組下家別高書分ケ覚帳」林七六四。往路のみ同行。信海と政右衛門は箱根へ向かうが、牛次郎は熱海へと向かつたため。
- (19) 赤尾村・上組頭の政右衛門力。上組頭政右衛門・嘉永六年の所持高・二四石余（林一七六四）。嘉永六年三月頃、病気のため寄合の欠席が確認できる。

(20) 赤尾村徳右衛門の子徳次郎力。八月五日に先に箱根を発つが、

その際信海より「詞葉新雅壱冊買可申与申聞志遣ス」(他出雜

記帳・林二四九五)と、金二朱を与えられる。信海との関係は不詳であるが、信海が行っていた手習塾の生徒であつた可能性がある。(工藤航平「幕末期江戸周辺における地域文化の自立」『関東近世史研究』第六五号、二〇〇八年、註一〇二参照)

(21) 文政十年生まれ(当時三十歳)。武藏国比企郡飯田村笠原氏妻。

当該期の信海の和歌を記した「詠歌記帳」林七七五には、「我はしめての娘さた身に病あるによりて、此旅に打連てものす」とあり、何らかの病を患つていたことが分かる。

武藏国入間郡扇町谷口柏谷氏妻。年齢不明。

赤尾村隣村の石井村井上佐文次妻。年齢不明。

(24) (23) (22) 赤尾村鉄五郎力。文久元年の所持高・四石余。源兵衛(所持高三〇石余)の内(村中家別持高帳)林二五五四。

「...去月廿九日雨天中歩行いたし持病之疝氣起り腹痛腰ひきつり、歩行六ヶ敷ニ付書面ヲ以奉申上候、...」(嘉永三年五月二日付け、中小坂村名主栗原七郎兵衛死の書状の写し)、「己者当今こそあれ、五拾歳位迄者雨中雪中共いはす役用ヲひるますつとめたれど、大熱発し挾せし事無^ク、如何ニ茂今おもへハよくつとめたりしと、しかハありしかと、当今者最早五十五歳二成り、父与同病之下り疝氣又者眩暈杯ニ而当時ヲおもへ

ハよわくなりたり」(安政五年四月二十二日頃)。何れも「役用向諸記録」林一九一八。

(26) 入湯回数の目安として、前掲「七湯の枝折」には「併し入湯ハ一日三度より六七度迄ハくるしからず」とある。また「堂ヶ嶋温泉記」には「一日二三度より十度までくるしからず」とある(「相州箱根山中温泉場逗留中之記」林六七七四)。

(27) 「他出雜記帳」林二四九五。なお以下、特に断らない限り同史料からの引用である。

(28) 林六七七四

(29) 林七七五二

(30) 林六七七四

(31) 林六七七四

(32) 林六七七四

(33) 林六七七四

(34) 林二四九五

(35) 林二四九五

信海が文久元年(一八六二)に横浜見物に赴いた際、途中清来寺を訪れ再会を果たしているが、安政三年に大和屋で出会つてから文久元年に再会するまでの間、交流があつたかどうかは不明である。

神奈川県立文書館収蔵の武屋家文書には同内容の木版冊子(前文)が残されている。その奥書部分には堂ヶ嶋の奈良屋の名

前があり、奈良屋が刷つたものと考えられる（年記はなく作成年代は不明）。この史料と信海が当時大和屋から見せてもらった「堂ヶ嶋温泉記」との関係は今後の課題としていた。

『二宮尊徳全集』第十九巻（二宮尊徳宣揚会、一九二九年）、

早田旅人「宿場村の報徳仕法—御殿場村仕法の検討」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』四十七、第四分冊、二〇〇一）

年度など参照。

(37) なお、八日には信海が半紙一帖を政右衛門が半紙一帖を大和屋から購入しており、この時購入した半紙が帳面の書写のために使用された可能性がある（「万之通」林二三二五、「相州箱根山中堂ヶ嶋温泉逗留中入用割合之覧」林二三二八）。

(38) 浦賀湊宮原治兵衛は、尊徳の門人である浦賀の宮原瀛州の一族のものと考えられる。『二宮尊徳全集』所収の史料によれば、天保十二年十月には治兵衛、瀛州等が桜町陣屋に尊徳を訪問し、同年十一月には趣法金として金千両を尊徳へ渡しているのが分かる。『二宮尊徳全集』第六巻（二宮尊徳宣揚会、一九二九年）九九四頁。

(39) 浦賀奉行支配組与力に田中信吾という人物がいる。弘化三年のビッドル来航時に応接にあたつた人物。『横浜市史』第2巻、一九五九年）

(40) 「浦賀表田中信吾より手紙」と、その後に記された、ペリー一行が上陸した際の様子の記事との間には、「此外二別紙手跡異

也」という文言が挟まれている。そのため、六月三日付けの書状から「浦賀表田中信吾より手紙」までは、一続きのものと考え、太郎次が信海に見せた文書に含まれると判断した。

『雅俗雑記』林七七五三

林六七八四

「万之通」林二三二五、「万之通」林二三二六

『大日本地誌体系』一五 新編相模国風土記稿第二巻（雄山閣

一九五八年）

『神奈川県史』通史編3近世(2)（一九八三年）

『報徳博物館資料集1 尊徳門人聞書集』（一九九二年）

『日本思想体系52 二宮尊徳・大原幽学』年譜（岩波書店、一

九七三年）

「父母根元在天地令命」から始まる報徳の教え。

林二三二八

（41）富士参詣を通じた報徳仕法との出会いの可能性については岡

田博『武州埼玉郡笠原村報徳仕法記』（埼玉地方史）第二三号、

一九八七年）がある。また、駿河国庵原郡杉山村の名主・片

平信明は、明治九年熱海温泉での湯治中、貸本屋で読んだ本

により報徳仕法に出会い、村へ仕法を導入した（『杉山報徳社

紀要』大日本報徳社編、一九三四四年）。

(51) 『箱根町文化財研究紀要』第九号（箱根町教育委員会、一九七八年）。福住家文書は現在、箱根町郷土資料館と報徳博物館に

寄託されている。今回扱つた「旅館逗留客の娯楽用資料」は報徳博物館に寄託されている。

(52) 金原左門『福沢諭吉と福住正兄』(吉川弘文館、一九九七年)、

伊藤潤『温泉の歴史―交通の発展と近代の箱根温泉』(歴史と地理)五三(二〇〇〇年)など参照。

(53) 前掲長友一九八二年

(54) 太田富康『ペリー来航期における農民の黒船情報収集―武藏国川越藩領名主の場合―』(埼玉県立文書館『文書館紀要』第五卷、一九九一年)後、保谷徹編『幕末維新論集一〇幕末維新と情報』(吉川弘文館、二〇〇一年所収)。

(55) 忠貞は文化七年より大坂城代、同十二年より京都所司代。文政元年より老中、天保六年から同八年にかけて老中首席。前掲『神奈川県史 通史編』によれば、文政元年、京都からの帰府の途上で行われた酒匂川表彰(酒匂川原に領内宿郷の奇特人・耕作出精人・孝行人を招きねぎらつた)の際に、郡奉行を通じて村役人へ申し渡されたとある。

(56) 『小田原市史 史料編近世Ⅲ藩領2』(一九九〇年)一一四頁。『神奈川県史 資料編5近世(2)』(一九七二年)や前掲『小田原市史 史料編』に収録されたものも同内容であるが細かな異同がある。また、『神奈川県史』によれば、同書に収録された以外に天保八年、嘉永七年の写本があることが記されている。このうち、天保八年の写本は、所蔵者名から『小田原

市史』に収録されたものを指すと考えられる。こうした書写年代から、文政元年に出されて以降も領内において書写されていた状況を窺うことができる。

(58) 「そもそも昇平打続キ我人共おもはすしらす世間并故自然奢侈二成り行キ、かくてハ上下共身分不立場ニ至り可申」(役用向

諸記録)林一九一八、嘉永七年閏七月二十五日「未来之記」より)。

(59) 高尾善希 平成十五年度博士学位請求論文「近世後期百姓の社会史的研究―百姓の社会関係と地域秩序―」のうち「補論

近世後期名主の意見書」。

(60) 「五月廿二日夜九ツ時分江戸西 御丸御殿御焼失女中部屋より

出火之由、是者十八日吾妻供与惣兵衛并下女はつ連レ出府中之事ニ而、右之通り同廿六日帰宅聞之、又云西 御丸先ママ年御焼失、十三ヶ年目之よし、御本丸者御焼失後当年ニ而九ヶ年目 是茂十三ヶ年目ニ而如何あらん坏人々いふとぞ、乍恐已思ふに當 将軍家御氣質鈍御座茂しるし(著し力)、是迄水野越前守殿ニ御任セ御趣意之御触出し有之、其後只名斗リ二而却而世間悪風俗ヲ増長させ、且又天保十四癸卯年相対濟被仰出、是又時之人氣茂思ひはからせ給はず、依而者増悪之基厚成り旁御失徳故如斯大変ニ兩度迄御逢被成候与被存候也(役用向諸記録)林一九一八、嘉永五年五月二十六日頃)。